

境港市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、市内で創業するものに対し、境港市創業支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んだことのない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んだことのない個人が、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。以下同じ。）の設立登記を行い、新たに事業を開始する場合

(2) 創業者 創業する者をいう。

(3) 創業の日 新たに事業を開始した日をいう。

(4) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

(5) Iターン者 他の市区町村から本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。ただし、記録された日から1年を経過した者並びに当該転入前に鳥取県及び島根県内の市町村において住民基本台帳に記録されたことがある者を除く。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 鳥取県西部創業サポートセンターが策定した創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する市長の発行する証明書の交付を受けた者

(2) 境港市税の滞納がない者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 創業者が第2条第1号アの場合にあっては、創業の日までに市内に居住し、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 創業者が第2条第1号イの場合にあっては、創業の日までに市内を本店所在地とした会社の設立登記が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者

としない。

- (1) 国、県又はこれらの外郭団体等から、同様の事業について補助金等の交付を受けている者
- (2) 境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成20年境港市条例第34号）、境港市企業立地促進補助金交付要綱（昭和61年4月1日施行）、境港市工場立地促進補助金交付要綱（平成3年4月1日施行）及び境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金交付要綱（平成26年10月1日施行）の対象となる者
- (3) 別表第1に掲げる業種に該当する者
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- (5) 他の者が行っていた事業を承継あるいは業態を転換し、新事業・新分野に進出する者
- (6) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象者とするのが適当でないと認める者

（補助対象経費）

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業の日までに発生し、交付申請の日の前日までに支出の完了した創業に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、別表第2に定めるものとする。

（補助金の額）

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限として予算の範囲内で交付する。

2 補助対象者がIターン者に該当する場合は、前項中「30万円」とあるのは「50万円」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第6条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、創業の日後から30日以内に、境港市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 開業届（第2条第1号アの場合）
- (2) 定款及び会社の履歴事項全部証明書（第2条第1号イの場合）
- (3) 事業計画書
- (4) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
- (5) 住民基本台帳の登録状況調査同意書（様式第3号。第2条第1号アの場合）
- (6) 役員等名簿（様式第4号）

- (7) 補助対象経費一覧表（様式第5号）
 - (8) 補助対象経費の取得額及び支出の完了を証明する書類
 - (9) 戸籍の附票（前条第2項に該当する場合）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、本補助金の交付決定を行い、境港市創業支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条の2 規則第9条の実績報告書の提出は、要しないものとする。

（支払請求）

第8条 本補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の支払を請求しようとするときは、境港市創業支援補助金支払請求書（様式第7号）に、第7条の交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して3年間、境港市創業支援補助金経営状況報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書等本補助金による創業の成果が分かるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した本補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本補助金を新たに開始する事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助事業者が第2条第1号アの場合にあっては事業の用に供する主たる事務所及び補助事業者の住所を、補助事業者が第2条第1号イの場合にあっては本店として登記した事務所を、交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日以前に、市長の承認を受けることなく市外に異動したとき。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付を取り消したときは、境港市創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（財産の管理及び処分制限）

第11条 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業が完了した後も適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定の日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過する日以前に、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産を処分しよう

とするときは、あらかじめ境港市創業支援補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した本補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市創業支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に創業を開始した者について適用し、同日前に創業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市創業支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に創業した者について適用し、同日前に創業した者については、第9条から第11条までの改正規定を除き、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

補助対象外とする業種（「日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）」による。）

- （1）農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
- （2）漁業（大分類Bに含まれるもの）
- （3）鉱業・採石業・砂利採取業（大分類Cに含まれるもの）
- （4）金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）
- （5）学術研究・専門・技術サービス業（大分類L）のうち、学術・開発研究機関（中分類71に含まれるもの）及び専門サービス業（中分類72に含まれるもの。ただし、デザイン業（小分類726に含まれるもの）を除く。）
- （6）医療・福祉（大分類Pに含まれるもの）
- （7）複合サービス業（大分類Qに含まれるもの）
- （8）以下のサービス業等
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - イ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ウ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - エ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - オ 集金業、取立業（細分類9299に含まれるもの）
 - カ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - キ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ク 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）

別表第2（第4条関係）

区 分	内 容
事業拠点費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備費 ・什器・備品等設備費 ・パソコン等機械器具費 ・事業所等の改修、改装、修繕費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等 ・不動産購入費 ・車両購入費及びリース料 ・主に居住の用に供する家屋の増築、改修、修繕に係る費用
宣伝広告費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費 ・チラシデザイン費 ・チラシ印刷費 ・ホームページ制作費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用
設立登記費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の設立登記に要する経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立登記・廃棄登記・登記事項変更等に係る登録免許税
その他対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業後も継続して仕入れる原材料費 ・送料及び振込手数料 ・その他、対象となる経費として認められない費用

境港市長 様

申請者 住所
氏名
(会社にあつては、名称及び代表者氏名)

店舗名
店舗所在地

境港市創業支援補助金交付申請書

年度において、次のとおり境港市創業支援補助金の交付を受けたいので、境港市創業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 境港市創業支援補助金
- 2 交付申請額 円
(上限30万円、Iターン者の場合は上限50万円)
- 3 添付書類
 - (1) 開業届（要綱第2条第1号アの場合）
 - (2) 定款及び法人登記事項証明書（要綱第2条第1号イの場合）
 - (3) 事業計画書
 - (4) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
 - (5) 住民基本台帳の登録状況調査同意書（様式第3号。要綱第2条第1号アの場合）
 - (6) 役員等名簿（様式第4号）
 - (7) 補助対象経費一覧表（様式第5号）
 - (8) 補助対象経費の取得額及び支出の完了を証明する書類
 - (9) 戸籍の附票（要綱第5条第2項に該当する場合）

様式第2号（第6条関係）

境港市税の納付状況調査同意書

境港市長 様

境港市創業支援補助金交付要綱第3条第1項第2号に該当するか否かを確認するため、下記申請者名義の境港市税の納付状況について、境港市が調査することに同意します。

【申請者】

		年	月	日
住 所 (会社にあつては、所在地)				
氏 名 (会社にあつては、 名称及び代表者氏名)				印

※本書は、境港市創業支援補助金のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第3号（第6条関係）

住民基本台帳の登録状況調査同意書

境港市長 様

境港市創業支援補助金交付要綱第3条第1項第3号及び第10条第1項第2号に該当するか否かを確認するため、私の住民基本台帳の登録状況について、境港市が調査することに同意します。

		年	月	日
住 所		Ⓜ		
氏 名				

※本書は、境港市創業支援補助金のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第4号（第6条関係）

役員等名簿

名称又は会社名		
住所又は所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあっては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市創業支援補助金交付要綱第3条第2項第6号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市創業支援補助金交付要綱第3条第2項第6号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名

印

様式第5号（第6条関係）

補助対象経費一覧表

番号	内容	支払額（円）	補助対象経費（円）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
計			

※補助対象経費は、支払額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を記載すること。

年 月 日

様

境港市長



境港市創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました境港市創業支援補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、境港市創業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 境港市創業支援補助金

2 交付決定額 円
（算定基準額 円）

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）及び境港市創業支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第7号（第8条関係）

境港市創業支援補助金支払請求書

金 円

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった境港市創業支援補助金について、境港市創業支援補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

境港市長 様

補助事業者 住所
氏名
(会社にあつては、名称及び代表者氏名)

<振込口座>

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店名		支店 出張所 支所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
口座名義	(フリガナ)			

年 月 日

境港市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
(会社にあつては、名称及び代表者氏名)

境港市創業支援補助金経営状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた境港市創業支援補助金に係る経営状況について、境港市創業支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

経営状況	1 良い	2 まずまず	3 悪い
雇用状況	雇用 人（うち市内 人）	歩合 人（うち市内 人）	
○ 1 年間の事業実施内容・成果			
○ 今後の展望と課題			

年 月 日

様

境港市長



境港市創業支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した境港市創業支援補助金について、次のとおり交付決定を取り消しますので、境港市創業支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取り消し額 円
- 3 取り消し理由

年 月 日

境港市長 様

補助事業者 住所
氏名
(会社にあつては、名称及び代表者氏名)

境港市創業支援補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた境港市創業支援補助金により取得又は効用の増加した財産について、次のとおり処分したいので、境港市創業支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

記

財 産	補助対象機器
	メーカー・型式 設備設置年月日 年 月 日
処分内容	処分予定日 年 月 日
	方法・措置（ <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	理由

※ 使用期間が処分制限期間より短い場合は、処分する取得財産に係る交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することがあります。